

第6期大阪府高齢者計画の主な項目(案)

I 計画策定の意義

計画策定の趣旨	
<p>大阪府では、2025年までに後期高齢者、要介護認定者、認知症高齢者の増加が急速に進む「都市型の高齢化」が進展することが予測され、単身、夫婦のみの高齢者世帯の増加も見込まれる。</p> <p>このような情勢を踏まえ、第5期計画の理念を引き継ぎ、地域包括ケアシステムの実現に向けて、医療・介護の連携や認知症施策の推進など、今後、3年間に実施する取組みを定める。</p>	
計画の基本理念	
<p>「みんなで支え 地域で支える高齢社会」</p> <p>高齢者の尊厳の保持と家庭や地域における自立の支援</p>	
計画の基本視点	
<p>(1)人権の尊重</p> <p>(2)利用者本位の施策推進</p> <p>(3)地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくり、人材の確保及び資質の向上</p> <p>(4)市町村による主体的な施策展開と府との連携強化</p> <p>(5)介護保険制度を維持し、強化する取組み</p>	
計画の位置付け	
<p>○老人福祉計画と介護保険事業支援計画の一体的な策定。</p> <p>○医療介護総合確保法の指針に即し、医療計画との整合性を図る。</p> <p>○高齢者の居住の安定にかかる施策との連携を図る。</p> <p>○計画期間：平成27年度～平成29年度</p>	

II 高齢者の現状と将来推計

高齢者の現状	
<p>○人口構造</p> <p>○高齢者のいる一般世帯の状況等</p> <p>○2025年度までの将来推計</p>	

III 施策の推進方策について

第1節 地域包括ケアシステムの構築のための支援	
第1項 地域包括支援センターの機能強化と地域ケア会議の充実	<p>○地域包括支援センターと市町村との連携を強化する。</p> <p>○地域包括支援センターの役割分担と連携によって機能を強化する。</p> <p>○地域ケア会議開催を進め、ネットワークを充実する。</p> <p>○介護支援専門員を支援し、ケアマネジメント力の向上を図る。</p>
第2項 在宅医療・介護連携の推進	<p>○医療介護総合確保法を踏まえ、在宅医療の充実を図る。</p> <p>○退院調整、急変時のバックアップでの医療機関と介護との連携を図る。</p> <p>○多職種協働による医療と介護の連携を図る。</p>
第3項 地域の支え合い体制の整備	<p>○地域における多様な職種や機関、住民との連携・協働によるネットワーク構築とセーフティネットを充実する。</p>
第4項 高齢者の地域における自立した日常生活の支援	<p>○多様な主体が参画する「新しい介護予防・日常生活総合支援事業」の実施を支援する。</p> <p>○予防給付のうち、訪問介護、通所介護事業の市町村事業への移行を行う。</p> <p>○生活支援コーディネーターの設置を進める。</p>

第5項 権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度及び日常生活自立支援事業を展開する。 ○高齢者虐待防止の取組みを推進する。 (啓発、総合相談、被虐待者の保護等) ○成年後見制度及び日常生活自立支援事業の活用促進。
第2節 認知症高齢者等支援策の充実(オレンジプランの推進)	
第1項 認知症に対する理解の促進と支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症サポーター、キャラバンメイト養成、啓発による理解を促進する取組みを行う。 ○認知症地域支援推進員の設置の促進を行い、認知症高齢者や家族を支援する体制を作る。 ○見守りの地域ネットワークの形成を進める。
第2項 医療との連携、認知症への早期対応の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○状態に応じて適切なサービス提供が行えるよう認知症ケアパスの作成・普及を促進する。 ○認知症初期集中チームを設置し、早期に対応できる体制を作る。 ○認知症疾患医療センター、かかりつけ医と、認知症地域支援推進員等との連携を図る。
第3項 認知症医療・介護の人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症介護実践リーダー、認知症介護指導者養成を実施する。 ○医療従事者に対する認知症対応力向上研修を実施する。
第3節 安全、安心、快適に暮らせる住まいとまちづくり	
第1項 住まいとまちづくりに関する施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の居住の安定確保を図る。 ○高齢者のニーズに対応した住まいの整備を促進する。 ○住まいのバリアフリー化を促進する。 ○福祉のまちづくりを推進する。
第2項 災害時における高齢者支援体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○「市町村における『避難行動要支援者支援プラン』作成指針」に基づく支援体制を市町村、関係団体と検討する。 ○災害マニュアルの作成に向けて事業者へ働きかける。
第4節 健康づくり・生きがいづくり	
第1項 介護予防事業	<ul style="list-style-type: none"> ○「社会保障審議会介護保険部会」の意見を踏まえて、新しい介護予防を推進する。
第2項 健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○「第2次大阪府健康増進計画」を推進する。
第3項 社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の地域活動への参加を促すとともに、元気な高齢者が二次予防事業対象者を支えるという住民互助を進める。 ○老人クラブ活動、生涯学習施策等を振興する。
第4項 雇用・就業対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○相談会や面接会の実施等により、高齢者の就業の確保を図る取組みを行う。 ○シルバー人材センター事業の促進を図る。
第5節 利用者支援の推進	
第1項 制度周知等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○広報の充実を図り、制度改正の周知に努める。
第2項 相談・苦情解決体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○身近な相談窓口の充実を図る。 ○一人暮らし高齢者のニーズを把握するため訪問型の相談活動を行うよう働きかける。 ○市町村、国民健康保険団体連合会、大阪府社会福祉協議会運営適正化委員会と連携し、苦情対策支援を行う。
第3項 個々の高齢者の状況に配慮したサービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢障がい者や在日外国人、ハンセン病回復者など、一人ひとりの状況に応じた適切なサービスの提供を事業者に指導する。 ○低所得者対策事業の周知を図る。

第4項 不服申し立ての審査	○大阪府介護保険審査会の適正な運営に努める。
第6節 介護保険事業の適切な運営	
第1項 適切な要介護認定	○高齢障がい者や認知症高齢者など多様な状況を踏まえ、認定調査、主治医意見書の記載、要介護認定審査会判定が適切に実施されるための研修を行う。
第2項 介護サービス等の質の向上	○介護支援専門員の養成、資質向上を図る。 ○介護・看護等の人材の養成と確保、資質の向上に努める。 ○介護サービス情報の公表制度の利活用を進める。
第3項 サービス事業者への指導、助言	○居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護予防事業者への指導を充実する。 ○介護保険施設へ効果的な指導を行う。 ○入所の必要性が高い高齢者が優先的に入所できるよう適正な入所選考を指導する。
第4項 介護保険制度運営に関する支援、助言	○制度改正へ円滑に対応できるよう市町村を支援する。 ○介護保険財政安定化基金を適切に管理、運営する。
第5項 介護保険を持続可能な制度とするための取組み	○第3期大阪府介護給付適正化計画に基づき適正化に取り組む。
第7節 福祉・介護サービス基盤の充実	
第1項 居宅サービスの基盤の充実	○居宅介護支援事業所の市町村への指定権限移譲の準備を進める。 ○定期巡回・随時対応型訪問介護・看護など重度の在宅ケアに対応できるとされているサービスの周知を図る。
第2項 地域密着型サービスの普及促進	○小規模通所介護(仮称)の指定権限が円滑に移行できるよう市町村を支援する。
第3項 施設基盤の充実	○市町村が見込んだ必要量及び地域づくりの視点から検討された施設整備計画を基本に推進する。 ○特別養護老人ホーム・老人保健施設でユニット型を促進する。 ○既存の施設の計画的な建て替えを進める。
第4項 在宅医療、看護、介護サービスの人材の育成、確保について	○2025年度において必要な人材(将来推計)の推計を行う。 ○人材の養成、確保、質の向上の方策を検討する。